

令

和元年度

「在日日系人のための生活相談員セミナー」

—在日日系30年の歩みを振り返り、子弟教育の現状と課題を共有—

当協会は2月6日(木)、横浜市中区のJICA横浜にて、令和元年度「在日日系人のための生活相談員セミナー」を開催した。地方自治体や地域の国際交流協会等における、外国籍住民に対する生活相談窓口の担当者をはじめ、在日日系人の支援団体や教育機関等から関係者ら約60名が参加した。

人々の生活体験こそが「無形財産」

午前の部は、「入管法改正30年～ブラジルにおける日系帰国者と子弟の現状」と題し、サンパウロ大学教授で国外就労者情報援護センター(CIATE)理事長の二宮正人氏(当協会評議員)が基調講演を行った。二宮氏は、1990年の改正入管法施行により日系人を中心としたブラジル人の日本就労ブームが始まり、在日ブラジル人コミュニティが形成されていった過程について、時代背景を交えながら時系列で振り返った。そして、この30年間でおよそ60万人のブラジル人が日本とブラジルを往来したと概算し、たとえ数年間の短期滞在であっても、日本での生活経験を持つブラジル人は、日伯両国にとってまぎれもない無形財産であると述べた。

二宮氏はまた、現在日本で生活する日系人子弟の中から医師や弁護士等優秀な人材が輩出されていることについて、事例を挙げて紹介した。日本人移住者の子弟数名がはじめてサンパウロ大学に合格したのは、最初の移民船「笠戸丸」の到着から26年後だったことを例に挙げ、入管法改正から30年が経過した現在、およそ300人の在日ブラジル人子弟が日本の大学で学んでいるとし、将来に希望が持てる数字だと結んだ。

その後、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課の佐藤和弥課長補佐が「外国人労働者をめぐる最近の動向等について」講演。昼休憩を挟んで午後の部では初めに、「外国人児童生徒等教育の現状と課題」と題して、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課の今村大悟日本語指導係長が講演した。



教育現場での実体験から見えてくること

続いて、「在日日系人を中心とした子どもへの日本語指導の現場から」と題し、横浜市日本語教室で外国籍の児童生徒に日本語指導を行っている重松美知子講師が、横浜市の公立学校における日本語指導の現状を、幼いころに来日し、日本語会話ができるように小学校高学年になるまで読み書き能力の不足を見過ごされてきた子どもや、日本語も母語も不完全なために、学習が高度になると説明を理解できる言語がない子ども等、個別の事例を紹介し説明。さらに、言語の問題なのか発達障害なのかを見極めることの難しさや、制度上支援回数に限りがあること等々、日々子

どもたちや保護者と接する指導者ならではの切実な思いを訴えた。一方で、環境に恵まれ、支援の甲斐あって公立高校への進学が叶った事例なども紹介され、適切な支援の必要性が改めて強調された。

在日日系二世世代の経験から

午後の部後半は、「在日日系二世世代の経験から」をテーマに、日本で生まれ育った若者2名にそれぞれの実体験を聞いた。

安里トレス・ルイス・アルベルトさん(日系ペルー四世)は、保育園に通うまで家庭内ではスペイン語のみの生活だったという。日系人であることを初めて意識したのは、小学生の時に両親に連れてこられたJICAの海外移住資料館で自身のルーツを知ったことがきっかけだった。化学が好きで、早い段階で「新素材を開発したい」という将来の夢を見つけ、勉強をがんばってきたこと、リーマンショックの影響で一家が帰国することになり一度は夢を諦めかけたが、日本での生活が継続できることになり、さらに夢の実現に向けてがんばる気持ちになれたこと。現在就職活動中で、確実に夢の実現に近づいていること。そんな自分の存在が、同じ境遇の子ども達やその保護者の希望になっていることを知り、外国籍の子ども達を支援する教育ボランティアとして活動するようになったこと等が語られた。

同じく日本で生まれ育った安富祖樹里さん(日系ブラジル三世)は、日本語があまり得意でない両親の下で、宿題や学校への提出書類、進学のことなど、何でも自分で調べて解決するしかなかった子ども時代の葛藤や、ブラジル人としても日本人としてもどこか不足していると感じていた事等を話した。その後、1年間のブラジル留学を経て「自分はブラジル人でも日本人でもあるんだ!」と納得できたこと、現在は母親が理事長を務めるNPO法人「ABCジャパン」で同じ境遇の子ども達を支援する活動に携わるようになり、自分の経験が他の誰かの助けになることを実感する日々を過ごしている事などが語られた。

講義終了後は、希望者を対象に日本行政書士会連合会国際・企業経営業務部による無料個別相談会も行われた。



日本で生まれ育った安里さん(左:ペルー四世)と安富祖さん(ブラジル三世)

懐

石料理からラーメンまで! 「食」をテーマに

JICA日系社会研修「食を通じた日系団体婦人部活性化」コース

当協会がJICAに提案し実施する日系社会研修(集団コース)のうち、「食を通じた日系団体婦人部活性化」コースが2月14日、約1カ月間の研修を修了した。研修に参加したのは、ブラジル、ポリビア、アルゼンチン、キューバの4カ国より8名。いずれも各国の日系団体婦人部で活動しており、メンバーの減少や活動のマンネリ化等、それぞれの団体が抱える課題の解決手法を「食」を通じて探り、習得することを目標に視察や実習に励んだ。

実習では、懐石(会席)料理や和食のマナー、和菓子作りの他、和のフィンガーフード、南米の食材で作る和食・洋菓子、家庭料理、そば打ち、飾り寿司、ラーメン、介護食、水引細工等、幅広く学んだ。また、研修旅行で訪れた神奈川県小田原市でかまぼこ作り等を体験した他、湯河原町ではJAかながわ西湘女性部のみなさんと一緒に味噌・こんにやくを作りながら交流した。

キューバで昨年創設されたばかりの婦人部から参加した研修員は、「できたばかりの婦人部で、地域の人々に活動があまり知られていないが、研修では年配者にも若い世代にも関心を持ってもらえるようなアイデアをたくさん得た」と話す。帰国後は、「バナナやグアバ等、南米のフルーツを使った餡づくり

や、水引細工のワークショップなどを早速実施してみたい」と意欲を見せた。ブラジル(パラナ州クリチバ)からの研修員は、「知らなかった知識や料理のコツをたくさん学んだが、それだけでなく、研修は日本を知る素晴らしい機会だった」と話した。視察したJA女性部で、年配の方々が現役で元気に活躍している姿や、少人数でもできる活動を続けている様子などを実際に見て、大いに刺激を受けた様子だった。

また、参加した8名からは、視察・実習の前に行われたオリエンテーションや講義について、「当初は研修テーマと直接関係のない講義に何の意味があるのだろうかと思っていたが、移民や日系社会について改めて知ることは、非常に大切で意味のあることだった」という声も聞かれた。最終日に行った研修報告会では、若者をターゲットにしたシフォンケーキ作りの講習会開催や、地域イベントで出品する新メニューにラーメンを導入するための取り組み等、帰国後の具体的な活動計画案がそれぞれ発表された。



味噌づくりにもチャレンジ

慣

れない畳で浴衣を手縫い

JICA日系社会研修「着物を通じた日系社会活性化」コース

当協会がJICAに提案し実施する日系社会研修(集団コース)のうち、2019年度に初めて実施した「着物を通じた日系社会活性化」は、日本の伝統文化の一つである「着物」に焦点をあてたコースだ。「着物」の活用や普及に関する知識・技術のほか、保存、管理に関する知識・技術を習得し、「着物」を通じた日本文化理解の促進や、着物関連イベントの実施により日系社会および地域社会の活性化に寄与できるようになることを目指した。また、和裁技術を習得することで、地域の経済活動にも貢献することが期待されている。



黙々と運針を練習する研修員たち

本コースには、アルゼンチンとブラジルから計5名が参加し、2019年11月4日から12月19日までの間、JICA横浜に滞在して講義や実習、視察等の研修を受けた。

和裁の実習では、浴衣を一人一着、反物から製作。慣

れない畳の上での実習は「運針」の練習からはじまり、研修時間の隙間にも各自が黙々と練習をして技術を習得した。研修員からは、「畳での作業が本当につらかった!」「完成した自分の浴衣を着付けの授業で着た時は感動した」との感想が聞かれた。



上手に着られました!

手縫いの着物は体形に関わらず着付けが可能なことや、仕立て直しにより次の世代へ受け継ぐことができること等も学んだほか、型染め、手描き友禅、板締め絞り等の染め物技法の体験や、和布を使った小物づくり、つまみ細工等も体験した。講義・実習を担当した講師は、「研修に参加した皆さんがそれぞれの国や地域に合った形でどのように活用してくれるか、それぞれの今後の楽しみ」と語っていた。

在日
ニッケイ人は
今…

入管法改正から30年、大泉町の現在

1990年の改正入管法施行から30年。デカセギとして来日した日系人を受入れてきた地方自治体の現状はどうなっているのか。2月、編集部員が二宮正人CIATE理事長に同行して外国人集住地域として長い歴史を持つ群馬県大泉町を訪れ、村山俊明町長に話を聞いた。



二宮正人CIATE理事長(中)と面談する村山俊明大泉町長(右)

47カ国もの住民が暮らす多国籍タウン

現在、人口41,987人の大泉町には、外国人7,977人が暮らしている(令和元年12月末時点)。この数は、大泉町総人口の19%にも上る。最も多いのがブラジル人で4,580人。次いでペルー人1,015人、ネパール人562人と続く。かつて「ブラジリアン・タウン」と呼ばれた大泉町は現在、47カ国もの外国籍住民が暮らす多国籍タウンとなっている。

大泉町では、主な多文化共生事業として、ポルトガル語通訳の配置や、多言語で生活ルールやマナーなどの情報を発信する「大泉町多文化共生コミュニティセンター」の設置などを行っている。当初は日本で数年間稼いで帰国する「デカセギ」の日系人が主流だったが、この30年で「永住者」の在留資格を持つ外国人の割合は38%にまで増えた。家を買う人も増え、定住傾向にある。昨年と比べると、日本人住民は約150人減少したものの、ブラジル人住民は約200人増加。公立小中学校では外国人児童生徒の割合が18.8%に上り、定住化に伴い公立中学校で学ぶ外国人生徒の高校進学率は98%と高い。

リスクを恐れない先端的な取り組みを実施

大泉町にはブラジル人学校が2校あるが、共に校地・校舎が基準を満たしていない等の理由から学校法人化されていないという。学校法人にならない場合は私塾の扱いとなり、公費による支援が得られない現状がある。ブラジル人学校を視察した際、非常口があるべき場所がないことを発見し、災害時に人命を守るために最低限必要な設備がないことは大きな問題と考え、すぐに非常口を作

るための支援を行った。また、生徒の送迎時の停車による混雑回避のために、駐車場を貸してもらえるよう働きかけも行った。町長自らが積極的に在日ブラジル人社会に寄り添う姿勢を見せることで、地域トラブルはだいぶ少なくなっているという。

大泉町は「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定している。「外国人晶屑ではないか」と非難する人もおり、様々なリスクもあるが、外国籍住民が多い大泉町だからこそ最先端の取り組みをするべきと考え、制定に至ったという。また、人権擁護条例の理念から、性的少数者(LGBT)のカップルをパートナーとして認める「パートナーシップ制度」も2019年に導入。町村レベルでは全国で初めてである。

村山町長は、「外国人庁」を作ることを提案している。入管庁をはじめとした現在の省庁は縦割り行政で効率が悪く、物事がなかなか進まない。外国人関係の行政を横でつなぎ、ワンストップでできる体制を整えることが必要だと話した。

地域に根付いて生活する日系人たち

その後、町内の大型スーパー「TAKARA」を訪問した。店内は焼きたてのポン・ジ・ケージョ(チーズパン)やパネトーネ、バーベキュー用の大きな塊肉やリングイッサ(ブラジルソーセージ)など南米の食材であふれ、ポルトガル語が飛び交っていた。町にはポルトガル語の看板が多く見られ、スーパーの近くにはブラジル人が経営するチーズ製造販売会社「ビルミルク」もあり、大泉に根付いたブラジル人住民の生活をうかがわせる。

外国籍住民の高齢化や、仮放免者(入管施設の被收容者で、一時的に收容停止し在留資格のないまま身柄の拘束を仮に解かれる外国籍者)の問題など、解決すべき課題は多いが、大泉町民として真面目に働き定住する日系ブラジル人は確実に増えている。リスクを恐れず先進的な取り組みを行う村山町長のリーダーシップに期待したい。



南米の食材を多く扱うスーパー「TAKARA」

空 シェリル 恵美子さん (Cheryl Emiko SORA)

世界各地で活躍する日系人や日系団体のみなさん、もしくは日系人・日系社会に関わる活動をしているみなさんにお話を伺うコーナー、「NIKKEIS around the WORLD」。

第5回にご登場いただくのは、ハワイの空シェリル恵美子さんです。母の故郷ヒロシマへの想い、仕事のこと、日系団体でのボランティア活動などについて伺いました。



広島とハワイ、ふたつのルーツ

「空」というのは日本でも珍しい姓みたいですね。よく初対面の人に言われますが、山口県にルーツのある父方の姓です。父はハワイで生まれた日系三世で、母は広島県出身の一世です。

母は、4歳になる1週間半ほど前に原爆で被爆しました。当時中学2年生だった母の従妹は亡くなっています。小さい頃から、2年に1度位のペースで夏休みに母の里帰りや広島を訪れ、2~3カ月ほど祖父母の家に滞在していましたが、8月6日になると祖母が当時を思い出して泣いていたのをよく覚えています。戦争のことは子どものころから常に身近な話題で、平和記念公園にもよく行っていました。

父は1934年にカウアイ島で生まれました。祖父は当時ホノルルで仕事をしていましたが、父が生まれてしばらくしてカウアイ島に戻り、戦時中はカウアイ島に住んでいました。日系人の強制収容キャンプに入れられることもなく、家で生活できていたそうですが、毎日夕方になると外出禁止令が出たこと、夜は電気をつけることができずに真っ暗な中で過ごしたことや、軍用機が飛ぶ音が一日中聞こえていたことなど、父からも戦時中の話をよく聞いていました。

ハワイにいる日系の友だちの中では、「日系人部隊」とも言われる442連隊におじいちゃんが入っていたとか、親戚が入っていたという話は珍しくありません。でも、被爆者としての日本側の体験談というのはあまり聞いたことがない。私は小さい頃からその両方の話を聞いて育ったので、自分は日米2カ国のちょうど真ん中にいるんだというような、不思議な感覚がいつもありました。

大切なふたつの折鶴

高校生のころ、ホノルル広島県人会を通じた広島県との交流プログラムに生徒として参加したことがあります。その同じプログラムの引率者として2018年に、高校生3人を連れて広島を訪れました。マツダやおたふくソースなどの企業を訪問したり、平和記念公園や宮島を視察したりと、とても充実したプログラムでした。

その時の生徒のひとりが自分で折ってプレゼントしてくれたのが、いまペンダントとして身に着けているとっても小さな折鶴です。もうひとつ着けているペンダントヘッドも折鶴をデザインしたもので、こちらはハワイで買ったもの。数年前、広島市の平和記念公園にある「原爆の子の像」(別称「千羽鶴の像」)のモデルとなった故・佐々木貞子さんのご遺族がハワイを訪れ、「貞子の折鶴」をパールハーバーに寄贈したのですが、国際平和デーのイベントで展示されていた「貞子の折鶴」を見たハワイのジュエリーアーティストがインスピレーションを受けてデザインしたものです。私自身、母が被爆者であることから、これを見た瞬間にどうしても欲しいと思いました。この2つのペンダントは、いつも身に着けています。



プロフィール

国籍・居住国:アメリカ(ハワイ)

職業:ハワイ生まれのリゾートウェアブランド「トリ・リチャード」のセールス&ビジネス開発マネージャー。

日本人の母親(広島県出身)と日系三世の父親のもとハワイで生まれ育つ。免税店のカスタマーサービス、スーパーバイザーの職を経て、2008年より現職。仕事の傍ら、ハワイ日系人連合協会(連協)、ホノルル広島県人会をはじめとする日系団体の活動にも積極的に参加。2018年にハワイで開催した第59回海外日系人大会では、ボランティアスタッフとして活躍した。フルーツ演奏、和食と温泉が大好き。

ごはんとお味噌汁がソウルフード

父は三世ですが、日本から移住して英語が話せない曾祖母と一緒に暮らしていたので、日本語ができました。私も、生まれた時から両親とは日本語で生活していました。家の中は日本、一歩外に出るとハワイという生活で、食事でも家ではいつも白米とお味噌汁。だから、私のソウルフードは和食です。ハワイの人は、マカロニ&チーズやグリルドサンドウィッチなどが好きですが、私はごはんとお味噌汁と漬物が一番しっくりくる。これは子どものころから変わりませんね(笑)。



現在は、トリ・リチャードというリゾートウェアのブランドに勤めています。アロハシャツが有名ですが、それ以外にも和をモチーフにしたデザインのリゾートウェアが多くあります。日本では、百貨店やセレクトショップなどで販売していて、年に3~4回発表される新しいコレクションを日本の販売店に紹介するのが私の仕事です。

毎年秋に東京で開催される展示会に合わせて来日し、2週間ほど滞在します。日本でもクールビズが徐々に浸透してきているので、日本のみなさんにもアロハシャツをもっと着てほしいのですが、日本ではリゾートウェアを着られる季節に限られているのでなかなか難しいですね。

趣味は温泉めぐりと音楽。ホノルル・ウインド・アンサンブルという市民バンドでフルーツを担当しています。数カ月前、演奏会でカナダを訪れる機会がありました。カナダは英語圏だし、アメリカとは文化的にもとても近い国ですが、カナダでは常に「海外旅行に来た」という感覚でした。日本を外国だと思ったことは一度もなく、日本に来るときは毎回「ただいま」という感じ。日本とハワイ、両方が私のホームです。

日系コミュニティを盛り上げたい

2018年6月に、ハワイの元年者150周年記念イベントに合わせて第59回海外日系人大会がハワイで開催されることになった時、ハワイ日系人連合協会(以下、連協)では日本語ができるボランティアを募集していました。私のところにも案内メールが来たので、すぐに「やります!」と手を挙げました。

事前の準備も当日も大変でしたが、スタッフとして関わってよかったです。改めて、150年という歴史の積み重ねを感じました。元年者の人たちははじめ、苦勞したご先祖様たちのおかげでいま私たちのハワイでの生活がある。若い世代がそのことに改めて目を向け、感謝する大きなきっかけとなりました。

現在は、連協以外にも複数の日系のクラブに所属しています。最近では連協にも若いメンバーが少しずつ増えてきて、ホノルル日系人青年商工会議所でも同じ顔ぶれで集まったりと、日系つながりで色んな活動をしています。連協、ホノルル日本人商工会議所、ホノルル広島県人会やハワイ日本文化センターなどでのボランティア活動を通じて、これからもハワイの日系コミュニティをもっともっと盛り上げていきたいと思っています。

Visto de Habilidade Específica 1 e 2 「特定技能1号および2号」に 関するビザ

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q Sou peruana sem descendência japonesa casada com um cidadão japonês e moro no Japão há 10 anos. Tenho dois filhos do primeiro casamento, o mais velho com 28 anos casado, com 2 filhos e residente no Perú, o mais novo, estudante do ensino médio da escola japonesa e foi adotado pelo meu marido, e atualmente possui o visto de Longa Permanência.

O mais velho, veio me visitar algumas vezes, e o seu sonho é morar aqui no Japão juntamente com a sua família para poder ficar mais perto de nós, mas por não ter a descendência japonesa não consegue o visto de trabalho. Vi no noticiário que o Japão abriu as portas para que estrangeiros sem descendência possam vir trabalhar no Japão, fiquei bastante empolgada, pois seria uma chance para que meu filho e sua família possa vir para cá.

Gostaria de saber quais as condições e quais são as possibilidades dele trabalhar e morar definitivamente no Japão, mesmo sem ter uma profissão qualificada determinada pela imigração japonesa, e sem nenhum conhecimento do idioma japonês.

A A partir de abril de 2019, devido a escassez de mão obra em diversas áreas, principalmente nas pequenas e médias empresas e atendimento ao público, o governo japonês liberou a entrada de estrangeiros para suprir esta falta, para isso criou o status de permanência de "habilidades específicas 1 e 2". Para poder participar deste programa é necessário um acordo bilateral entre os países, e no local são realizados os exames de proficiência da língua japonesa e o exame de habilidade.

São dois tipos de visto "Habilidade Específica 1 e Habilidade Específica 2", e abaixo estão as condições e requisitos necessários para a obtenção de cada visto de qualificação..

"Habilidade Específica 1": são para trabalhos que possam ser executados sem que seja necessário muito tempo de treinamento e destinada a 14 áreas profissionais determinadas pelo governo, porém, exige o exame de conhecimento básico da área e no mínimo o N4 da proficiência da língua japonesa. Aqueles que concluíram o "Programa de Treinamento Técnico 2" (liberado para 15 países) não haverá necessidade de apresentar o exame de habilidade específica. O período máximo de permanência é de 5 anos, e o visto deverá ser renovado a cada 1 ano, 6 ou 4 meses, não é permitido trazer a família.

"Habilidade Específica 2": restrita as áreas de construção civil e naval, é necessário alto grau de conhecimento e experiência comprovada por exames na área e conhecimento do idioma, o visto deverá ser renovado a cada 3 ou 1 ano, ou a cada 6 meses, e desde que atenda os requisitos exigidos, é possível trazer esposa e filhos, para esta modalidade há a possibilidade do visto de permanência se estender por mais de 5 anos.

O Perú por não ter o acordo bilateral com Japão, não está

apto a fazer parte deste programa e o seu filho, sem descendência, sem qualificação específica e sem conhecimento do idioma, é quase impossível de conseguir o visto de trabalho, por via de dúvidas, solicite a ele que se consulte com a Embaixada do Japão no Perú, para ver se há a possibilidade de vir ao Japão com outro tipo de visto. Sobre o visto de Habilidade Específica em japonês.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000485526.pdf>

相談 私は非日系のペルー人ですが、日本人と結婚し10年前から日本に住んでいます。ペルーでの最初の結婚で元夫との間に2人の男児をもうけました。長男はすでに結婚し、2人の息子とペルーに住んでいます。次男は日本の中学校に通っており、私の現在の夫の養子となって定住ビザを所持しています。私を訪ねて何度か日本に来ている長男の夢は、彼の家族と共に日本に来て私たちの近くに住むことです。しかし、非日系人の彼らは就労が可能となるビザを取得できません。

先日、日本が非日系の外国人も日本での就労が可能となる措置を取ったとの記事を見て、長男とその家族が来日する良いチャンスとなるのではないかと考えました。つきましては、日本の出入国管理当局が定めるような熟練した職業や日本語の知識を持たない者でも日本で就労し、最終的に居住可能となる要件やその可能性について教えてください。

回答 中小企業やサービス業を中心とする種々の産業分野での労働力不足を補う目的で、日本政府は2019年4月から外国人の入国を認めることとし、そのための在留資格「特定技能1号および2号」を創設しました。この在留資格の適用を受けるためには2国間の取決めが必要となり、また日本語能力水準や技術水準についての試験を受ける必要があります。付与されるビザは「特定技能1号」と「特定技能2号」という2種類に分かれます。各々のビザ取得の要件やそのビザが認める在留資格などは次の通りです。

【特定技能1号】:長期間の訓練を受けなくとも実施できる労働を対象とするものですが、対象となる産業分野は政府が認める14分野です。ビザ取得には就労する分野についての基礎知識及び日本語能力試験N4水準を満たすか否かを判定する試験に合格する必要があります。なお、技能実習2号を終了した者は(日本と協定を有する15カ国の技能実習生に認められた技能実習制度)これらの試験が免除されます。在留期間は最大限5年で、ビザは1年毎、あるいは6カ月毎または4カ月毎に更新する必要があります。家族の帯同は認められません。

【特定技能2号】:これは対象分野が建設業と造船業の2分野に限定され、またこのビザ取得には就労する分野について高い水準の知識と経験を持っていることが試験で確認される必要があります。ビザは3年毎、1年毎あるいは6カ月毎に更新する必要があります。また、要件を満たせば、配偶者と子を帯同することが可能です。このビザは更新を重ねれば5年以上日本に在留することも可能になります。

ペルーは日本との間で取決めを有していないため、特定技能1号ビザ取得に際しての試験免除の対象にはなりません。また貴女のご息子は非日系であり、特定技能を持っているわけでも日本語の知識があるわけでもありませんので、就労ビザを取得することはほぼ不可能と思われます。念の為、他のビザで日本に来ることが可能かどうかはペルー日本大使館に相談するようご息子にお伝えください。なお、日本語による特定技能に関する説明サイトは次の通りです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000485526.pdf>

**JICA横浜 海外移住資料館 企画展示
「くまモンと学ぼう! 熊本移民の歴史と活躍 -こぎゃんすごか、わさもんと肥後もっこす-」**

広島、沖縄に次いで海外への移民送出数第3位の移民県、熊本。1885年のハワイへの第2回官約移民に始まり、戦前期には68,245人が熊本県から海外へ移住した。世界へ広がった熊本移民は、「移民の父」と呼ばれる上塚周平、画家のマナブ間部、北米移民の父と呼ばれる江藤為治らをはじめ、移住先でリーダーとなる人材を多く輩出している。

JICA横浜海外移住資料館では、熊本移民の歴史と活躍をテーマにした企画展示を開催(6月7日まで)。展示からは、海を渡った「わさもん」(新しいもの好き)と「肥後もっこす」(頑固者)の「こぎゃんすごか」(こんなにすごい)活躍を知ることができる。

**石川レナト文協会長が
サンパウロ名誉市民章受章**



名誉市民章を授与された石川レナト文協会長(中央)

ブラジル日本文化福祉協会(以下、文協)会長で、サンタクルス病院理事長を務める石川レナト氏が2月12日、サンパウロ市議会より名誉市民章を受章した。石川氏はサンパウロ州パラグアス・パウリスタ生まれの二世。NECブラジル社長等を務める傍ら、アリアンサ農場を買収し、経営の建て直しを図った。1997年から

**日系社会
Topics**

サンタクルス病院の理事、2012年から理事長、2018年から文協会長。

2月12日午後7時より文協講堂で行われた授与式には、野村アウレリオ市議をはじめ、招待客約500名が祝福に駆け付けた。石川氏は、「州都サンパウロから470キロも離れた場所で生まれ育った私がこのような章をいただき、非常に光栄だ。努力・忍耐・誠実さを信念に活動してきたが、大変誇りに思う」とコメントした。また、授賞式に出席したロドリゴ・マッシ外務次官は、「石川氏の受章は、サンパウロ市民、日本人、日系人を結ぶ友情の象徴だ」とし、さらに、日本とブラジルとの友好関係が永遠に続くことを願うと話した。

**映画「日本人の忘れもの
フィリピンと中国の残留邦人」
6月より全国順次公開**

フィリピンと中国の太平洋戦争の残留者たちにスポットをあてたドキュメンタリー映画が、6月より東京都中野区のミニシアター・ポレポレ東中野を皮切りに順次全国公開される。

太平洋戦争以前、フィリピンには3万人におよぶ豊かな日本人移民社会が存在した。戦後75年を過ぎた現在、フィリピンには敗戦を境に日本人の父親と生き別れたことから今も無国籍状態に置かれた残留日本人2世たちがいる。

一方、かつて満州国があった中国東北部でも、日本の敗戦を機に置き去りにされた子どもたちがいる。

戦後75年目。2つの国の残留者たちと、彼らを支援する人々の模様を丹念に追ったドキュメンタリー。

<https://wasuremono.com/>



第50回 につけい文芸賞 作品募集中

ブラジル日本文化福祉協会では現在、「第50回につけい文芸賞」の作品を国内外より広く募集している。同賞は、ブラジル日系人の文学を奨励し、その普及と向上を図ることを目的として、文協によって1968年に設立された。毎年1回、その前年度にブラジルの日系人が出版した文芸作品の中から優秀作品に賞が贈られてきた。1995年にはポルトガル語部門、2009年にはまんが部門が新たに加えられている。

同賞はこれまで、ブラジル日系人の作品のみを対象としてきたが、記念すべき第50回の節目を迎えた今回は、国籍等を問わず誰でも応募可能。

▼応募の詳細は以下の通り。

- ***** 日本語部門 *****
- 【募集内容】日伯に関連する文芸作品。自分史、記念誌や同人誌なども可
- 【応募規定】2019年8月1日から2020年7月31日までに刊行された日本語著作物(電子出版やPDF版、インターネットで発表された文章でも可)
- 【応募資格】不問
- 【締切り】2020年7月31日(当日消印有効)
- 【送り先】ブラジル日本文化協会事務局/につけい文芸賞係
- 【問合せ】site@bunkyo.org.br

NIKKEI NO.44
Network
海外日系人協会により
2020 MAR.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

Health and Life Insurance for foreigners in Japan

短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

- ✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険
- ✿ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険
- ✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生・特定技能1号向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**
TEL: **046-265-6685**

Visit www.vivavida.net



少額短期保険会社
(株)ビバビダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

